

令和4年10月29日

衆議院議員  
野田 聖子 様

岐阜県小中学校教頭会

会長 小野 俊哉



## 要 望 書

今日の社会環境等の急激な変化に伴い、県民の教育に対する願いや期待には、極めて大きなものがあります。貴職におかれましては、この県民の思いに応えるべく、本県教育の充実と発展のために多大のご尽力をいただいておりますことに、まずもって深く感謝申し上げます。私ども岐阜県小中学校教頭会に対しましても、日頃より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私たち教頭は、今年度も引き続き、『たくましく生きる児童生徒の育成』と、真に県民の期待に応えうる『信頼される学校づくり』のため、誠心誠意努力する覚悟であります。つきましては、よりよき本県教育の実現のためには、下記事項の教育諸条件の改善・充実が是非とも必要と考え、岐阜県小中学校教頭会の要望としてまとめました。諸般の厳しい事情もあろうかとは存じますが、何卒貴職の深いご理解と格別のご高配を賜りますよう、衷心よりお願ひ申し上げます。

### 記

- 1 「義務教育国庫負担制度」の負担率を当面は2分の1に復元すること
- 2 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（人材確保法）」を堅持すること
- 3 子どもたち一人一人へのきめ細かな教育を実行するため、中学校までの35人以下の実現のため、早急に必要な定数改善を実施すること
- 4 少人数学級の実施及び特別支援教育における合理的配慮、不登校や外国人児童生徒の増加など、多様な子どもたちの一人一人の状況に応じた教育を推進するため、教員の基礎定数化を実施すること
- 5 学校教育法37条に基づき教頭の未配置校の解消を図り、同条3項による特別な事情における事務職員不配置校規定を削除して、全ての学校に教頭と事務職員を配置すること